

## ■補助要件に関する留意事項

- 農業用として使用するかんがい用水に限ります。
- 補助対象期間は、令和7年6月27日から令和7年8月31日までとします。
- 多面的機能支払交付金の対象活動その他の補助制度と重複はできません。**まずは、多面的機能支払交付金を活用できないか検討して下さい。
- 補助対象経費は、次のとおりとします。
  - (1) ポンプ又はタンク等の購入費若しくは借上げ料
  - (2) 給水車又は仮設ポンプの運転に係る委託料
  - (3) 釜場又は仮設水路の設置工事費
  - (4) 渇水期における既設揚水機場の電気代に係る増額分（別紙2により算定）
  - (5) 渇水対策に係るポンプの燃料代
  - (6) 番水又は仮設ポンプの設置による水管理費用※仮設ポンプの稼働は、排水路での反復利用や既存井堰での補助利用、井戸からの取水等に限りません。
- 補助金の交付対象となる者は、農会・水利組合・土地改良区等の団体とします。個人での報告は受け付けません。ただし、個人分を取りまとめて、団体報告していただくことは可能です。個人分を取りまとめて報告される場合であっても、1団体につき1申請として下さい。
- 既存設備で、適切な維持管理ができていなかった施設の改修は補助対象になりません。  
【例:2台ポンプがある内、1台を故障したまま機能させていなかった等】
- その他、実施内容によっては補助対象にならない場合があります。事前に担当課へ相談のうえ、書類を作成して下さい。**

## ■その他、周知する事項

- 補助率は、補助対象経費の75%以内とします。
- 事前確認書に以下の書類を添えてご提出下さい。
  - (1) 補助事業の内容が分かる書類（別紙1）
  - (2) 補助事業に要した経費の支払の事実を証する書類の写し【例:振込依頼書や領収書の写し等】
  - (3) 補助事業を実施する箇所の位置図【例:仮設ポンプの設置位置を明記し、受益地を着色した地図等】
  - (4) 購入品の概要が分かるもの（備品の購入がある場合）【例:仮設ポンプのカタログ等】
  - (5) 補助事業の内容が確認できる写真【例:仮設ポンプを設置して、排水路から汲み上げている写真等】
  - (6) その他市長が必要と認める書類【例:電力会社からの請求書や明細書、財産管理台帳等】
- 稼働状況が分かる写真記録を残していない場合は、①仮設ポンプを設置した場所の写真と②設置した仮設ポンプの写真を添付して下さい。
- ポンプ等の購入(取得)の場合は、財産管理台帳(別紙3)を添付して下さい。
- 補助対象経費や要望額等、報告内容に誤りが発見された場合、修正のご連絡をさせていただきます。
- その他、報告内容によっては追加で添付書類の提出を求める場合があります。提出期限までに追加で書類を提出できない場合は、補助対象とならない場合があります。
- 支払時にポイントの付与や使用がある場合、補助対象経費から差し引いて下さい。
- 既に「干害応急対策 実施(予定)報告書」を8月に提出されている団体につきましても、上記の添付書類を添えて、改めて提出していただく必要があります。**